諮問番号：令和４年度諮問第１３号

答申番号：令和４年度答申第２７号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○保健福祉総合センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年３月１９日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

本件処分の返還金額である８，１７０，６１８円は、４年分の保護費としているが、３年分だったので、１年分を２，０４２，６５４．５円として３年分である６，１２７，９６３．５円に変更してほしい。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が審査請求人の父（以下「父」という。）の遺産を受領したことから、父の死亡日を資力の発生日として、資力の発生日以降に支給した保護費について、本件処分を行ったことが認められる。

（２）まず、収入認定額及び資力の発生日についてみる。

法第６３条のとおり、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされており、また、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３の６の答（２）のとおり、相続時における法第６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきとされている。

これを本件についてみると、審査請求人は、平成１８年の保護開始以降、保護が廃止された令和２年３月１日まで保護を受けており、また、父の死亡日である平成２９年４月１６日に、審査請求人には資力が発生していたのであるから、同日以降、保護の廃止日までの間については、資力がありながら保護を受けていたのであり、同期間に受給した保護費が返還の対象となるものと認められる。

処分庁は、審査請求人からの申告を受け、資力の発生日は父の死亡日であるとして、審査請求人が受領した父の遺産から必要経費を控除した上で、同日以降に審査請求人に対し支給した保護費の全額について返還対象としていることから、これらの判断及び手続に違法又は不当な点は認められない。

（３）次に、要返還額の決定についてみる。

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）１（１）のとおり、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額からの控除が認められている。

本件については、処分庁が審査請求人に対し控除について説明したことが認められるが、その際において、自立更生のために要する費用について説明したかについては記載がなく、判然としない。

しかしながら、審査請求人は、父の遺産を受領し、本件処分によっても４７０万円〔４６０万円と思われる〕を超える金員が手元に残ることなども勘案すれば、今後相当期間生活することが可能であると見込まれ、本件処分は、審査請求人の生活を困窮させるものや自立を著しく阻害するものとは認められない。そうすると、処分庁が、本件処分において、資力の発生日から保護の廃止日までに支給した保護費の全額を返還額としたことが著しく妥当性を欠くとはいえず、違法又は不当とは認められない。

（４）なお、審査請求人は、本件処分の金額８，１７０，６１８円について、４年分が３年分だったため、年２，０４，６５４．５円とし、３年分で６,１２７,９６３．５円としてほしい旨主張する。

しかしながら、本件処分は、前記（２）及び（３）のとおり、資力の発生日から保護の廃止日までの支給済みの保護費８，１７０，６１８円の返還を求めるものであり、審査請求人の主張するような取扱いは存在しないことから、審査請求人の主張は採用できない。

（５）以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（６）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年　８月３日　　　諮問書の受領

令和４年　８月４日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：８月２５日

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：８月２５日

令和４年　９月１５日　　第１回審議

令和４年１０月２０日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（３）課長通知１（１）は、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を記している。

そのうち⑥は、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」としている。

（４）問答集の問１３の６の「費用返還と資力の発生時点」の答（２）は、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第８８２条、第８９６条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第９０９条）とされている。したがって、法第６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成１８年１１月２４日付けで、処分庁は、審査請求人に法による保護を開始した。

（２）令和２年１月１７日、処分庁は、審査請求人から受電し、２、３年前に父が亡くなったため遺産が入るかもしれないが、現時点では、金額や入金日は不明である旨の報告を受けた。

処分庁の担当者は、審査請求人に対して、遺産の入金を確認次第報告するよう指示した。

（３）令和２年２月６日、審査請求人は、処分庁を訪問し、父の遺産について相談した。

同日付けのケース記録票には、①審査請求人が、同月７日に実家へ父の遺産を受け取りに行く予定であり、その遺産をもって３月から自立したい旨述べたことに対して、処分庁の担当者は、遺産相続であれば法第６３条に基づき、父の死亡日に遡り保護費を返還してもらう必要がある旨説明したところ、審査請求人は納得せず、遺産相続が決まったのは昨年末なので、遡るにしても、その日ではないかと述べた旨、②処分庁の担当者が、父の死亡日の時点で遺産相続の権利を得ていると考えられるので、死亡日まで遡る必要があると説明を繰り返したが、審査請求人は、同じ反応をした旨、③処分庁の担当者は、審査請求人の母から遺産を受け取る際の受領書や遺産相続が決定した書類など、詳細な金額や日付が分かるものを提出するよう指示した旨が記載されている。

（４）令和２年２月２８日、処分庁の担当者は、審査請求人と面会し、令和元年１１月１６日付けの遺産分割協議書（以下「本件協議書」という。）及び相続に係る会計事務所からの請求書（以下「本件請求書」という。）のコピーを受領した。

また、審査請求人が、同年４月から障害者職業能力開発校への入学が決定して就職を目指すため、遺産をもって自立させて欲しい旨述べたところ、処分庁の担当者は、法第６３条に基づく返還金については、死亡日が資力の発生日になるため、審査請求人が主張するように返還を免除することはできない旨説明した。

本件協議書には、父の死亡日は平成２９年４月１６日、審査請求人が受け取る相続額は１２，９７０，５５６円であることが記載されている。

また、本件請求書の請求額は１７６，０００円と記載されている。

（５）令和２年３月１２日、審査請求人は、処分庁に架電し、同年２月７日に遺産を受け取って手元にある旨報告し、受領日が分かる書類を提出する場合、受領日以降の分しか保護費を返還しない旨述べたため、処分庁の担当者は切電し、処分庁内で協議した上で、後刻審査請求人に架電した。

令和２年３月１２日のケース記録票には、２回目の電話のやりとりとして「（主）〔審査請求人〕より２月７日に遺産を受け取ったとの報告があった為、（中略）本法〔保護〕廃止の手続きを速やかに行うには遺産相続の受領日・金額の分かる書類を提出するよう指示。「この書類を出したら、受領日からの保護費しか返さなくて良いんですよね」と（主）。資力発生日が父の死亡日である平成２９年４月１６日であることは変えようがなく、この日以降の保護費返還となると説明するも、（主）納得せず。返還金を決定し本法廃止の手続きを速やかに行うために書類を早急に提出するよう依頼すると、本日中に実家とＦＡＸでやり取りを行い、領収証のコピーを提出すると（主）言う。併せて控除して欲しいものがある場合は、領収証等の提出を指示する。」と記載されている。

また、審査請求人は、令和２年３月１２日に再度、処分庁を訪問し、同年２月７日に１２，９７０，５５６円を受け取った内容の領収書の写し、同年３月１２日に会計事務所へ１７６，０００円を振り込み、手数料が４４０円であったことを示す明細書及び遺産として１２，９７０，５５６円を収入した旨が記載された収入申告書を提出した。

同日のケース記録票には、その際のやりとりとして、①処分庁担当者が、審査請求人に対して、法第６３条返還金は概算で８００万円程となるため、遺産１，２９０万円のうち約４００万円が審査請求人の手元に残ることになることを説明すると、審査請求人は、「１年持たないですね」と返答した旨、②処分庁の担当者が、少なくとも６か月以上は生活できると判断出来るため、保護を廃止する旨説明した上で、生活に困窮した場合は、保護の再相談は出来るが、遺産の使い道について確認する場合があること及び計画的に使用するよう伝えた旨が記載されている。

（６）令和２年３月１３日付けのケース記録票には、「＜法第６３条の決定について＞以下の通り、法第６３条に基づく返還決定を行う。」と記載され、続いて「対象資産受領者　（主）　返還発生状況　（中略）〔父〕の遺産１２，９７０，５５６円を令和２年２月７日に受領した。決定対象額　８，３４７，０５８円　うち、控除対象額　１７６，４４０円（内訳：会計事務所へ支払済の諸経費）返還決定額　８，１７０，６１８円　資力発生日　平成２９年４月１６日　収入充当期間　開始日　平成２９年４月１６日　終了日　令和２年２月２９日　支給済額　８，１７０，６１８円（中略）６３条設定日　令和２年３月２日（後略）」と記載されている。

また、令和２年３月１３日付けのケース記録票には、同月１日付けで、処分庁は、審査請求人に法による保護を廃止する旨記載されている。

（７）令和２年３月１９日付けで、処分庁は、審査請求人に本件処分を行った。

　　　本件処分の理由の欄には、平成２９年４月１６日に死亡した父の遺産１２，９７０，５５６円を相続したため、同日から令和２年２月２９日に受給した保護費及び医療費については、法第６３条の規定により「資力があるにもかかわらず保護を受けた時」に該当するとして、１２，９７０，５５６円から会計事務所に支払済みの諸経費１７６，４４０円を控除した１２，７９４，１１６円のうち、上記期間に支給した保護費及び医療費８，１７０，６１８円について、生活保護法第６３条に基づき費用返還を決定する旨記載されている。

（８）令和２年６月１０日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件処分までの経緯について

前記２によれば、処分庁は、審査請求人が父の遺産を受領したことから、父の死亡日を資力の発生日として、資力の発生日以降に支給した保護費及び医療費について、返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（２）資力の発生日及び収入認定額について

前記１（２）のとおり、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされており、また、前記１（４）のとおり、相続時における法第６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきとされている。

本件についてみると、審査請求人は、平成１８年の保護開始以降、保護が廃止された令和２年３月１日まで保護を受けており、また、父の死亡日である平成２９年４月１６日に、審査請求人には資力が発生していたのであるから、同日以降、保護の廃止日までの間については、資力がありながら保護を受けていたものであり、同期間に受給した保護費が返還の対象となることが認められる。

そうすると、処分庁が、審査請求人からの収入申告書の提出を受け、資力の発生日は父の死亡日であるとして、審査請求人が受領した父の遺産から必要経費を控除した上で、同日以降に審査請求人に対し支給した保護費及び医療費の全額について返還対象としたことに不合理な点は認められない。

（３）費用返還額の決定について

前記１（３）のとおり、課長通知において、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額からの控除が認められている。

本件については、前記２（５）のとおり、処分庁が審査請求人に対して控除について説明したことが認められるが、その際において、自立更生のために要する費用について説明したかについては記載がなく、判然としない。

しかしながら、審査請求人は、父の遺産を受領し、本件処分によっても４６０万円を超える金員が手元に残ることなどを勘案すれば、保護廃止後、相当期間生活することが可能であると見込まれるから、本件処分は、審査請求人の生活を困窮させるものや自立を著しく阻害するものとは言えず、処分庁が、本件処分において、資力の発生日から保護の廃止日までに支給した保護費及び医療費の全額を返還額としたことが著しく妥当性を欠くものと認めることはできない。

（４）審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分で返還を求められた８，１７０，６１８円について、４年分が３年分だったため、年２，０４２，６５４．５円とし、３年分で６，１２７，９６３．５円に変更を求める旨を主張する。

しかしながら、審査請求人の主張するような取扱いは存在せず、また、本件処分は、前記（２）及び（３）のとおり、法に基づくとともに課長通知及び問答集に照らして、資力の発生日から保護の廃止日までの支給済みの保護費及び医療費の全額の返還を求めるものであるから、処分庁が審査請求人の主張するような運用を行わなかったことに不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（５）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲